## 第68号議案

八王子市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例設 定について

八王子市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例を次のとおり設定する ものとする。

平成26年9月8日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例

## 目次

- 第1章 総則(第1条-第14条)
- 第2章 救護施設(第15条—第24条)
- 第3章 更生施設(第25条—第30条)
- 第4章 授産施設(第31条—第36条)
- 第5章 宿所提供施設(第37条—第42条)
- 第6章 医療保護施設(第43条・第44条)
- 第7章 社会事業授産施設(第45条)
- 第8章 雜則(第46条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第39条第1項の規定に基づき、八王子市における保護施設の設備及び 運営に関する基準を定めるとともに、社会福祉法(昭和26年法律第45号) 第65条第1項の規定に基づき、八王子市における社会事業授産施設(同法第 2条第2項第7号に規定する授産施設をいう。以下同じ。)の設備及び運営に 関する基準を定めるものとする。

(用語)

- 第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。 (基本方針)
- 第3条 保護施設及び社会事業授産施設(以下「保護施設等」という。)は、利用者に対し、健全な環境の下で、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業 (以下「社会福祉事業」という。)に関する熱意及び能力を有する職員による 適切な処遇を行うよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第4条 保護施設等の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気その他の利用者 の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければなら ない。

(設備の専用)

第5条 保護施設等の設備は、専ら当該保護施設等の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の専従)

- 第6条 保護施設等の職員は、専ら当該保護施設等の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 (秘密の保持義務)
- 第7条 保護施設等の職員は、利用者の氏名、処遇の状況等職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 2 保護施設等は、前項に規定する秘密の保持のために必要な措置を講じなければならない。

(人権擁護及び虐待防止等)

- 第8条 保護施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の早期発見及び防止のため、 責任者の設置その他必要な体制の整備に努めなければならない。
- 2 保護施設等は、利用者の権利の保護のため必要があると認められる場合には、 関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援するよう努めなければならない。
- 3 保護施設等は、職員の資質向上のため、外部の研修実施機関が行う研修その

他の適切な研修の機会を確保するよう努めなければならない。

(障害者雇用の促進)

第9条 保護施設等は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めなければならない。

(苦情等への対応)

- 第10条 保護施設等は、利用者からの処遇に関する苦情に迅速かつ適切に対応 するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 保護施設等は、行った処遇に関し、法第19条第4項に規定する保護の実施 機関から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善 を行わなければならない。
- 3 保護施設等は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法 第85条第1項の規定による調査に可能な限り協力しなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

- 第11条 保護施設等は、利用者の処遇に当たっては、利用者又は他の利用者の 生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他 利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはな らない。
- 2 保護施設等は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(非常災害対策)

- 第12条 保護施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害の種類に応じた具体的計画を策定しなければならない。
- 2 保護施設等は、地域との連携の体制整備に努め、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(帳簿の整備)

- 第13条 保護施設等は、設備、職員、会計及び利用者の処遇の状況に関する帳簿を整備しなければならない。
- 2 前項に規定する利用者の処遇の状況に関する帳簿は、その完結の日から5年

間、その他の帳簿については、他の法令に規定がある場合を除き、当該年度経 過後5年間保存しなければならない。

(障害者就労施設等からの物品等の調達)

第14条 保護施設等は、その事業活動を通じて障害者就労施設等(国等による 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律 第50号)第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。)の受注の機会 の増大に協力するよう努めなければならない。

第2章 救護施設

(規模)

- 第15条 救護施設の規模は、30人以上の人員を入所させることができるものでなければならない。
- 2 救護施設は、当該救護施設と一体的に管理運営を行う、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設であって入所者が20人以下のもの(以下この章において「サテライト型施設」という。)を設置する場合は、当該サテライト型施設の規模は、5人以上の人員を入所させることができるものでなければならない。
- 3 救護施設は、被保護者の数の当該救護施設における入所者の総数に占める割合をおおむね8割以上としなければならない。

(設備の基準)

- 第16条 救護施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。)でなければならない。ただし、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、市規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めた救護施設の建物の場合は、この限りでない。
- 2 救護施設は、次に掲げる設備を市規則で定める基準により設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該救護施設の効果的な運営が見込まれる場合であって、かつ、利用者の処遇に支障がないときは、この限りでない。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 集会室
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 調理室
- 10 事務室
- (11) 宿直室
- (12) 介護職員室
- (13) 面接室
- (14) 洗濯室又は洗濯場
- (15) 汚物処理室
- (16) 霊安室
- 3 前項第1号に掲げる居室については、一般居室のほか、必要に応じ、常時の 介護を必要とする者を入所させる特別居室を設けなければならない。

(サテライト型施設の設備の基準)

- 第17条 サテライト型施設の設備の基準については、前条の規定を準用する。 (職員の配置の基準)
- 第18条 救護施設は、次に掲げる職員を市規則で定める基準により置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第7号の調理員を置かないことができる。
  - (1) 救護施設の長
  - (2) 医師
  - (3) 生活指導員
  - (4) 介護職員
  - (5) 看護師又は准看護師
  - (6) 栄養士

- (7) 調理員
- 2 救護施設の長は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若 しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有す ると認められる者でなければならない。
- 3 生活指導員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又は これと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(居室の定員)

第19条 一の居室の定員は、原則として4人以下とする。

(給食)

- 第20条 給食は、あらかじめ作成された献立に従って行うこととし、その献立 は栄養並びに利用者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 (健康管理)
- 第21条 救護施設は、入所者について、入所時及び毎年定期に2回以上健康診断を行わなければならない。

(衛生管理等)

- 第22条 救護施設は、利用者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。
- 2 救護施設は、当該救護施設において感染症が発生し、又はまん延しないよう に必要な措置を講ずるとともに、感染症の発生及びまん延の防止に係る研修を 実施するよう努めなければならない。

(生活指導等)

- 第23条 救護施設は、利用者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。
- 2 救護施設は、利用者に対し、精神的及び身体的条件に応じ、機能を回復し、 又はその減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければな らない。
- 3 救護施設は、利用者の日常生活に充てる場所について、必要に応じ、採暖の ための措置を講じなければならない。
- 4 救護施設は、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清しきしなければ

ならない。

5 救護施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じレクリエーション行事を行わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第24条 救護施設は、当該救護施設の設置者が入所者に係る厚生労働大臣が定 める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、 給付金として支払を受けた金銭を市規則で定めるところにより管理しなければ ならない。

第3章 更生施設

(規模)

- 第25条 更生施設の規模は、30人以上の人員を入所させることができるものでなければならない。
- 2 更生施設は、被保護者の数の当該更生施設における入所者の総数に占める割合をおおむね8割以上としなければならない。

(設備の基準)

- 第26条 更生施設は、次に掲げる設備を市規則で定める基準により設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該 更生施設の効果的な運営が見込まれる場合であって、かつ、利用者の処遇に支 障がないときは、この限りでない。
  - (1) 居室
  - (2) 静養室
  - (3) 集会室
  - (4) 食堂
  - (5) 浴室
  - (6) 洗面所
  - (7) 便所
  - (8) 医務室
  - (9) 作業室又は作業場
  - (10) 調理室
  - 11) 事務室

- (12) 宿直室
- (13) 面接室
- (14) 洗濯室又は洗濯場
- 2 前項に定めるもののほか、更生施設の設備の基準については、第16条第1 項の規定を準用する。

(職員の配置の基準)

- 第27条 更生施設は、次に掲げる職員を市規則で定める基準により置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、第7号の調理員を置かないことができる。
  - (1) 更生施設の長
  - (2) 医師
  - (3) 生活指導員
  - (4) 作業指導員
  - (5) 看護師又は准看護師
  - (6) 栄養士
  - (7) 調理員

(生活指導等)

- 第28条 更生施設は、利用者の勤労意欲を助長するとともに、利用者が退所後 健全な社会生活を営むことができるよう利用者ごとに精神及び身体の条件に適 合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、更生施設における生活指導等については、第23 条(第2項を除く。)の規定を準用する。

(作業指導)

- 第29条 更生施設は、利用者に対し、前条第1項の更生計画に従って、当該利用者の退所後の自立に必要な程度の技能を修得させなければならない。
- 2 作業指導の種目を決定するに当たっては、地域の実情及び利用者の職歴を考慮しなければならない。

(準用)

第30条 第18条第2項及び第3項、第19条から第22条まで並びに第24 条の規定は、更生施設について準用する。

## 第4章 授產施設

(規模)

- 第31条 授産施設の規模は、20人以上の人員を利用させることができるものでなければならない。
- 2 授産施設は、被保護者の数の当該授産施設における利用者の総数に占める割合をおおむね5割以上としなければならない。

(設備の基準)

- 第32条 授産施設は、次に掲げる設備を市規則で定める基準により設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該授産施設の効果的な運営が見込まれる場合であって、かつ、利用者の処遇に支障がないときは、この限りでない。
  - (1) 作業室
  - (2) 作業設備
  - (3) 食堂
  - (4) 洗面所
  - (5) 便所
  - (6) 事務室

(職員の配置の基準)

- 第33条 授産施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。
  - (1) 授産施設の長
  - (2) 作業指導員

(工賃の支払)

第34条 授産施設は、利用者に対し、授産事業活動による収入の額から必要な 経費を控除した額に相当する額を工賃として支払わなければならない。

(自立指導)

第35条 授産施設は、利用者に対し、作業を通じて自立のために必要な指導を 行わなければならない。

(準用)

第36条 第18条第2項及び第22条(医薬品、衛生材料及び医療機械器具の 管理に係る部分を除く。)の規定は、授産施設について準用する。 第5章 宿所提供施設

(規模)

- 第37条 宿所提供施設の規模は、30人以上の人員を利用させることができる ものでなければならない。
- 2 宿所提供施設は、被保護者の数の当該宿所提供施設における利用者の総数に 占める割合をおおむね5割以上としなければならない。

(設備の基準)

- 第38条 宿所提供施設は、次に掲げる設備を市規則で定める基準により設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、 当該宿所提供施設の効果的な運営が見込まれる場合であって、かつ、利用者の 処遇に支障がないときは、この限りでない。
  - (1) 居室
  - (2) 炊事設備
  - (3) 便所
  - (4) 面接室
  - (5) 事務室

(職員の配置の基準)

- 第39条 宿所提供施設は、当該宿所提供施設の長を置かなければならない。 (居室の利用世帯)
- 第40条 一の居室は、2以上の世帯に利用させてはならない。ただし、やむを 得ない理由がある場合は、この限りでない。

(生活相談)

第41条 宿所提供施設は、生活の相談に応じる等利用者の生活の向上を図るよう努めなければならない。

(準用)

第42条 第18条第2項及び第22条(医薬品、衛生材料及び医療機械器具の 管理に係る部分を除く。)の規定は、宿所提供施設について準用する。

第6章 医療保護施設

(設備及び運営の基準)

第43条 医療保護施設は、医療法(昭和23年法律第205号)その他医療に

関する法令に規定する設備及び運営に関する基準に従って、適切な運営を行わなければならない。

第44条 医療保護施設については、第3条から第14条までの規定は、適用しない。

第7章 社会事業授産施設

(準用)

第45条 第31条第1項及び第32条から第36条までの規定は、社会事業授 産施設について準用する。

第8章 雑則

(委任)

第46条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、 市規則で定める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。